

令和2年度海辺賑わい創出業務 仕様書

1 業務委託名称

令和2年度海辺賑わい創出業務委託

2 業務の目的

石狩浜海水浴場「あそびーち石狩」は、札幌圏に位置する唯一の海水浴場として多くの利用者に親しまれているが、近年は全国的な海離れやレジャーの多様化などの影響を受けて、来場者数は減少傾向にある。本業務は、民間知見の活用による新たな海水浴場の楽しみ方や本町地区の魅力を伝える事業も併せて実施することで、海辺の魅力を相乗的に高めることを目的とする。

なお、業務の実施に当たっては、高度な専門知識やノウハウを活用した優れた提案を得るため、受託者を公募型プロポーザル方式で選定するものとする。

3 履行場所

石狩浜海水浴場あそびーち石狩（石狩市弁天町地先）及び本町地区

4 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、当協会と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、当協会に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、あらかじめ当協会に書面により報告し、当協会の承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打ち合わせは、原則、石狩市観光センターにて行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに当協会と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 業務の内容

石狩浜海水浴場「あそびーち石狩」や海水浴場が位置する石狩市本町地区が有する地域資源を最大限活用した事業を企画・実施することにより、賑わいを創出すること。

(1) 石狩浜海水浴場に賑わいを創出する事業

本市の主要な観光資源である海水浴場「あそびーち石狩」を活用した新たな楽しみ方を提案し、海水浴客の入込増を図ること。

なお、本業務の誘客ターゲットは、主に札幌圏の子供を連れた家族とする。

- ① <メイン事業> 子供向けの遊び場「キッズパーク」の企画・実施

当協会では、まだ海に入ることが難しい小さなお子様にも海水浴場を楽しんでもらうことを目的に、これまで主に小学生以下の子どもを連れた家族向けに「キッズパーク」を運営している。(概要別紙) 本業務では、以下の要件を踏まえながら、内容の更なる拡充を図ること。

- ・ キッズパークの設置場所は基本的に海水浴場内のイベントスペースを活用するものとする。また、キッズパークの敷地の外周にはフェンス等の仕切りを設置するものとする。
- ・ キッズパーク専門の監視員を1名以上必ず配置するものとする。また、遊びの補助員を必要に応じて配置するものとする。
- ・ キッズパーク内では、遊具の設置や遊び・学習の体験メニューの提供をするなどして、利用の促進や石狩市の 魅力のPRに努めるものとする。
- ・ 実施の期間は、海水浴場の開設期間内とする。(令和2年7月11日～8月16日)

② <サブ事業> 新たな海辺の楽しみ方の企画・実施

海水浴だけではなく、新たな海辺の魅力や楽しみ方を発信できる取り組みによる入込増を図ること。

- ・ 賑わいを創出する手法については、イベントの実施のほか、賑わいを創出する環境整備も想定される。
- ・ イベント等を実施する場合は基本的に海水浴場内のイベントスペースを活用するものとする。
- ※ イベントスペースの大きさや海水浴場のレイアウトについては実施要領の「10. 担当部署」までお問い合わせください。
- ・ 実施の期間は、海水浴場の開設期間内とする。(令和2年7月11日～8月16日)
- ・ 飲食等の物販に関する提案については、第1優先契約候補者を決定後、石狩海水浴組合(海の家)とその内容を調整する場合がある。

(2) 本町地区への年間を通じた集客周遊事業

本町地区には、「はまなすの丘公園」、「ヴィジターセンター」、「石狩浜海浜植物保護センター」、「いしかり砂丘の風資料館」、「弁天歴史公園」などの施設や、サケで栄えた歴史・文化などの観光資源を有していることから、これらを活用し、本町地区への年間を通じた集客を図ること。

(例) イベント開催や観光ツアーの開催、環境活動などを年1回以上実施すること。

- ・ 実施の期間は、7月11日から8月16日の海水浴期間を除く。

(3) 広報

海水浴場及び本町地区におけるイベント等をPRするポスター(A2判 カラー)100部、チラシ(A4判 カラー)3,000部を制作し、石狩市内外に設置すること。なお、掲載するイベント情報等は別途指示する。その他、必要に応じて訴求すべきターゲットへ向けた広報活動を実施すること。

(4) アンケートの実施

来場者に対してアンケートを実施すること。なお、項目は委託者と協議の上、内容を決定する。

(5) 事業実施報告

令和3年3月31日までに実施内容、アンケート、次年度への提案等をまとめた報告書を提出すること。

(6) 運営体制

- ・ 屋外での実施となるため、雨天対策を備えるなどして実施になるべく支障が出ない措置を図ること。
- ・ 事故防止などの安全面に配慮した上で、企画の実施に支障が出ない人員体制とすること。

(7) その他

- ・ 提案事項の中に集客の目標数値を記載すること。
- ・ 業務内容について、企業や石狩市内で活動する市民団体等とのタイアップにより、規模の拡大や内容の充実、地域資源の活用を図ることが望ましい。
- ・ 業務内容について、障がい者や高齢者、小さな子ども連れの家族など、できるだけ多くの人を利用可能な工夫をすることが望ましい。
- ・ イベントの参加料や本業務で設置する施設等の使用料を徴収することにより、本業務の財源の確保を図ることは可能とする。

7 留意事項

- (1) 業務の実施に必要な光熱水費については、業務予算内で賄うこと。
- (2) 会場への資材等を搬入する場合、石狩観光協会及び海水浴場の開設者である石狩市と別途協議すること。
- (3) 構造物等を設置する場合、海水浴場の監視の妨げにならないこと。
- (4) 場内で放送をする場合、海水浴場内の緊急放送を優先すること。
- (5) 実施する企画の参加者には受託者が保険を付保することとする。また、その費用は受託者が負担することとする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項等については、当協会と都度、協議すること。